

令和 6 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に係る応募・推薦の申合せ

令和 6 年 3 月新規高等学校卒業者に係る就職問題等について「山梨県高等学校就職問題検討会議」において協議した結果、正常な学校教育の維持及び適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

1 応募・推薦等について

- (1) 令和 6 年 3 月新規高等学校卒業者の応募・推薦について、推薦開始日から令和 5 年 10 月 14 日までは一人の生徒に同時並行して複数の応募・推薦を不可とするが、令和 5 年 10 月 15 日以降は複数の応募・推薦を可能とする。
なお、生徒の応募機会を確保する観点から、不採用が判明した場合は速やかに次の応募・推薦に努めるものとする。
- (2) 企業側は、令和 5 年 10 月 15 日以降においても採用選考機会の拡大に努める。
また、求人が充足・取消となった場合には、速やかに学校及びハローワークへ連絡する。
- (3) 企業側は、複数応募・推薦に伴い、複数の企業から内定を得た生徒側からの採用辞退について理解する。

2 求人指定校制について

企業が学校を指定して求人募集を行うことは、均等な就職機会の確保の観点からは望ましくないが、その職種や仕事内容から学校・学科の指定等に一定の合理性が認められる場合があることを考慮し、可能な限り求人の共有化を進めることにより、生徒の就職機会の均等を図る。

3 高校求人確保について

応募・推薦については上記 1 に示したとおりとするが、当該申合せを履行する上で、求人確保は必要不可欠であるため、企業・学校・行政においては新規高等学校卒業者の求人確保に最大限努力する。

4 応募に係る採否通知について

企業側は、応募に対する採否について、可能な限り速やかに応募者（学校を含む。）に通知するよう最大限協力する。

5 応募前職場見学について

企業側は、募集する求人の職種やその仕事内容を生徒が理解しやすくなるよう、職場見学が可能となるよう配慮する。

生徒は自身の適性を探求するため、また、応募に向けての意思を醸成するため、可能な限り応募前職場見学を活用し、企業・学校ともこれに最大限協力する。

令和 5 年 3 月 10 日

山 梨 労 働 局
 公 共 職 業 安 定 所
 山 梨 県 教 育 委 員 会
 山 梨 県 高 等 学 校 長 協 会
 山 梨 県 高 等 学 校 教 育 研 究 会 進 路 指 導 部 会
 山 梨 県 経 営 者 協 会
 山 梨 県 商 工 会 議 所 連 合 会
 山 梨 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
 山 梨 県 商 工 会 連 合 会